

## 「地域子育て環境づくり支援事業」について

(参 照 )

- 「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」(平成9年6月5日児発第396号)別添7「地域子育て環境づくり支援事業実施要綱」
- 「児童環境づくり基盤整備事業の国庫補助について」(平成9年6月5日厚生省発児第72号)

(事業内容) 地域における子育て支援活動が強化されるよう、児童委員(主任児童委員を含む)等に対して、基本的な活動方法や技法等を習得するための研修及び地域における子育て支援活動を継続的に実施するための協議会を実施する事業、また、地域の子育て家庭に幅広く児童委員等の活動を知ってもらうことを目的として、児童委員等を講師として招いての子育てセミナー等を実施する事業。

(例)

- ・ 児童委員、主任児童委員を対象とした研修
- ・ 県内市町村を対象として、地域における子育て支援のための児童委員、主任児童委員の活用方法等を検討するための協議会、検討会
- ・ 地域の子育て家庭等に広く児童委員等の活動を知ってもらうことを目的として児童委員等を講師として実施する子育てセミナー等

(実施主体) 都道府県・指定都市・中核市

(補助率) 1/3(負担割合 国1/3、都道府県・指定都市・中核市2/3)

(基準額) 都道府県・指定都市・中核市1か所当たり年額

(平成21年度) 936,000円